

# 山口 忍先生に捧ぐ

白鷗大学法科大学院長 野 畑 健太郎

山口忍先生は、裁判官のご出身で、福岡高裁部総括判事を経て千葉家裁所長を最後に、平成12年6月に35年余の裁判官生活を退かれ、公証人の職を経て、平成20年4月に白鷗大学法科大学院の教授に就任されました。本学法科大学院では、「民法演習」、「民事訴訟法演習」、「法曹倫理」等の科目を担当して頂きました。

先生の35年に亘る裁判官生活は民事事件をご専門とするもので、先生は、最終任地の千葉で家裁所長として家事事件に関与された期間を除く全ての期間、専ら民事事件を担当されてこられました。裁判官生活における民事事件担当というコースの選択は、実は、先生にとっては不本意な選択であったようです。というのは、先生は、司法修習課程修了後、判事補として東京地裁に配属されたとき、東京地裁での刑事事件担当の希望が受け入れられず（先生の意に反し）「民事事件担当」とされた、という経緯があるからです。当時、東京地裁には10人の判事補が配属され、民事部、刑事部への配属は、機械的に、名簿の順で行われていたとのこと。先生は、刑事事件担当を切望されるあまり、同じ時期、刑事部に配属された民事部希望の裁判官と共に所長室に赴き、2人の担当事件の交替を申し出られたということです。が、所長から「若いうちは与えられた任務を全うするように」と諭され、その申し出は聞き入れられなかった、というのが、「民事事件担当」の方向を決定づけた事情のようです。

先生が刑事部配属を希望されたのは、早稲田大学大学院において刑法学者・齋藤金作先生の下で刑法を研究されたといういきさつがあるからです。先生は、早稲田大学法学部在学中に短答式試験に合格されていました

が、当時新進気鋭の刑法学者で後に早稲田大学総長となった西原春夫先生から、大学院に進学して、司法試験を受験する方法を勧められたとのこと。この勧めに従って、先生は、大学院の入学試験を、大隈奨学金(学費全額免除+多額の奨学金)を取得するほどの優秀な成績で突破され、大学院入学後、修士課程1年在学中に司法試験に合格されました。

先生には、もともと刑法学者になりたいという願望もあったそうです。学費不要・奨学金受給という状況下にあった先生は、そのような願望もあって、「もう1年在籍して修士の資格を得てから司法修習生になってもよいのではないか」と考えたそうです。先生のこのお考えに対し、恩師・齋藤先生は、「裁判官になるのであれば1年でも早い方がよい」と言われ、すぐに司法修習生になることを勧められ、「実務についても研究生活をすることはでき、学者の10分の1の勉強をしたならば、実務家としては第一人者になることができる」という言葉を贈られ、司法修習への道を促されたとのこと。先生は、恩師の言葉を「天命」と受け取られ、修士課程を中退して刑事事件担当裁判官への道を歩む決意をされたそうです。

当時、判事補の異動は3年ごとに行われており、先生は、刑事事件担当への変更のチャンスを期待されたそうです。しかしながら、東京地裁で3年間民事部に所属したということが実績として付いてまわり、その後の転勤先ではすべて民事事件を担当することになったとのこと。これが、民事事件ご専門の裁判官の道を歩まれることになった事情です。

先生は、実務に就かれてからは、担当事件に追われる一方、かつて学者を志向されたときの気持ちを忘れることなく、民事法につきご研鑽を積む日々を過ごされたようです。しかしながら、それは「学者の10分の1はおろか100分の1も研究生活を送ることができない」日々であったと回想されておられることから、研究生活の面では必ずしも満ち足りた日々ではなかったようです。

先生のご研究については、先輩裁判官の勧めで行った最新判例評釈、判

例研究会での研究結果を纏めた報告書、研究者のご友人の依頼で分担執筆された研究書などをご成果として列挙することができます。また、『判例タイムズ』や『金融商事判例』などの判例紹介雑誌の出版社からの依頼で執筆された判例紹介カコミ記事、判例紹介雑誌社の掲載予定判例について同僚後輩の裁判官に執筆依頼したカコミ記事を添削するなどの副次的な仕事、さらには、加除式のハウツウ物の書物として執筆された「取締役実務の手引」、「債権管理回収の実務」などをご成果として挙げることができます。

教育・指導のご経験については、福島地裁在任中、法廷見学の福島大生を引率した同大学教授から法廷での訴訟指揮の様子を評価されたことを契機として、福島大学において非常勤講師を委嘱されて行った民法各論講義を挙げることができます。この授業は、転勤のため1年で終了になったのですが、本学法科大学院での教育・指導において、貴重な体験として生きていたといえます。

先生は、裁判官生活終了後、公証人として、自宅のある宇都宮から東京まで通勤されていました。その折、本学法科大学院教授であった朋友・河野信夫先生から、本学法科大学院での民事法担当教員就任へのお誘いがあり、「本籍栃木県内にある法科大学院に奉職をするのも天命であろう」と考えられて、公証人ご在職中にもかかわらず、そのお誘いに応じられたとのこと。本学法科大学院赴任後1年間は、法科大学院に週2日、公証役場に週3日という通勤形態となり、先生にとっては、想像以上にハードな教員生活であったようです。

先生は、民事法の授業において、難解な事柄をできるだけ分かりやすく説くという授業方法を実践され、ファカルティ・ディベロップメント(FD)の視点からも、授業の進め方、教え方等の面において、先生の授業は法科大学院教員が範とすべき授業であるということが出来ます。先生ご担当の科目を受講した学生の中には、受講後、民事法への理解を一段と

深め、民事法を最も得意とするようになった学生もいます。好々爺然とした先生の風貌と、学生の理解への寄与を最重要視されるその教授法に惹かれる学生は少なくなく、先生のご退職が心底惜しまれます。

先生には、本学法科大学院の専任教授ご退任（平成23年3月）後の1年間、非常勤教員（客員教授）として引き続き法科大学院での「民法演習」、「民事法総合演習」等の授業をお願いいたしました。平成23年10月現在、学生は先生の授業を受ける光栄に浴しておりますが、いよいよ先生の授業を受講できる時間も残り少なくなってまいりました。

専任教授ご在任中、先生には教授会運営をはじめ学内行政の面でも、ご貢献をいただきました。本『紀要』は、先生の本学法科大学院における教育・行政両面にわたるご尽力とご苦勞に報いるために、苦樂を共にした教員達によって編まれたものです。

山口忍先生のご高恩に感謝し、ご健勝をお祈りしつつ、謹んで本『紀要』を捧げます。

2011年10月記